

## 会津若松市庁舎整備設計業務に係る共同企業体取扱要綱

(令和2年3月24日決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市庁舎整備設計業務に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「共同企業体」とは、会津若松市庁舎整備設計業務に際して、より高度な技術力、設計の経験、会津若松の気候風土や地域文化に対する知識等を結集することにより、優れた設計を確保することを目的として、結成される共同企業体をいう。

### (対象業務)

第3条 共同企業体により受託することができる業務（以下「対象業務」という。）は、会津若松市庁舎整備設計業務及び設計に関する業務とする。

### (構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員数は、2者もしくは3者とする。

### (構成員の要件)

第5条 構成員のうち代表となる企業は、次に掲げる全て要件に該当する企業とする。  
なお、会津若松市競争入札参加資格名簿で所在区分が「市内」で登録されている建築士事務所（以下「市内設計事務所」という。）については、(3)(4)に掲げる要件を除く。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士の資格を有する者が所属していること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (3) 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が発注する工事で、延床面積8,000㎡以上の新築又は改築による建築物（平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型4又は類型12（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち過半を超える面積が類型4又は類型12の用途であるものに限る）に該当するもの）に関する基本設計及び実施設計を通して行う業務を元請で受託し、告示日現在において当該設計業務が完了している実績を1件以上有すること。
- (5) 昭和46年以前に竣工した木造建築以外の建築物で、平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型4から類型12までに該当し、延床面積1,500㎡以上、地上3階建以上の内装及び外装の保存又は復元工事が伴う免震レトロフィットの建築物に関する基本設計及び実施設計を通して行う業務を元請で受託し、告示日現在において当該設計業務が完了している実績を1件以上有すること。
- (6) 参加意向申出書提出受付締切日（令和2年5月15日）時点で、会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第91号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）において、

「建築設計」に登録されていること。

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成30年3月19日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (9) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (10) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (11) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (12) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

（共同企業体の構成）

第6条 構成員数が2者の場合うち1者は市内設計事務所、3者の場合うち2者は市内設計事務所を含むこととする。

2 当該市内設計事務所所属の一級建築士は、次の各号に掲げる市内設計事務所の数により、それぞれ1者あたり以下に定める値とする。

- (1) 市内設計事務所1者の場合、所属する一級建築士2名以上
- (2) 市内設計事務所2者の場合、所属する一級建築士1名以上

（出資割合）

第7条 代表企業のJV出資割合は、構成員のうち最大とする。また、JV出資割合の最小限度基準については、次の各号に掲げる市内設計事務所の数により、それぞれ1者あたり以下に定める値とする。

- (1) 市内設計事務所1者の場合、出資割合20%以上
- (2) 市内設計事務所2者の場合、出資割合10%以上

（解散の時期）

第8条 共同企業体は、対象業務契約履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象業務の契約の相手方とならなかった共同企業体は、対象業務契約が締結された日に解散するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。